



外国人『管理』制度の導入

弁護士 大坂 恭子

世間ではあまり大きく話題にはなっていないませんが、7月8日、外国人の在留管理に関する法改正が決まりました。今や年間日本に入国する外国人は900万人超、日常的にも外国人と関わるが多くなりました。そこで、今回はこの法改正に注目したいと思います。

今回の法改正により影響を受けるのは、日本に三カ月以上滞在する中长期滞在者、例えば、日本人と結婚して日本で暮らしている方や外国料理のレストランの料理人、日本の大学に通う留学生等ですが、それ以外にも滞在目的は様々です。

従来、外国人は在留の目的にかかわらず、また、そもそも適法な滞在かどうかにかかわらず、市区町村において外国人登録手続をして証明書の発行を受けていました。そして、この外国人登録手続は、外国人が市区町村で住民サービスを受けるためにも重要な役割を果たしてきました。例えば、母子保健サービスを受けたり、子どもが義務教育

を受ける場面で、その地域の住民であることの証明になります。さらに、離婚や認知を巡るトラブルで外国人が裁判所を利用する際にも、戸籍や住民票のない外国人にとって重要な身分証の役割を果たしてきました。

ところが、今回の法改正により、市区町村でできる外国人登録制度は廃止されることになり、代わりに入国管理局発行のICチップ入り在留カードが発行されることになりました。ICチップには当該外国人の居住地や就労資格の有無等多くの個人情報が集約され、その情報は、入国管理局(国)に一元的に管理されます。しかし、これまで市区町村では外国人登録ができていた難

民申請中の方や、日本人と結婚して正規滞在への許可を受けようとしている方など現時点で在留資格のない方は、在留カード発行の対象からは除外され、その結果、これまで受けられた最低限の住民サービスからも切り離されてしまうこととなります。また、正規の滞在者に対しても、例えば、住所変更を九〇日以内に入国管理局へ届け出る等新しい義務が課せられることになり、違反すれば在留資格が取り消されます。

たしかに外国人の在留を厳しく管理するという観点からは、今度のシステムはとても便利です。しかし、日本にいるのは排除すべき不法滞在者ばかりではありません。「管理」の視点ばかりを強めて、外国人を「住民」という概念から遠ざけて良いのかどうか、法改正を巡りその本質的なところが問われています。